



事務連絡  
令和元年6月13日

公益社団法人  
日本精神科病院協会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課医療財政係

令和元年度精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱について

標記交付要綱を自治体へ発出しましたので送付いたします。  
ご査収の程よろしく願いたします。

（連絡先）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課 医療財政係

梶中、福島

03-5253-1111（内線3059）

厚生労働省発障0613第2号  
令和元年6月13日

各  
〔  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長  
〕  
殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

精神保健費等の国庫負担(補助)について

標記の国庫負担(補助)金の交付については、平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知の別紙「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>（通 則）</p> <p>1（略）</p> <p>2（1）～（5）（略）</p> <p>（6）精神保健対策費補助金</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」により都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が行う事業</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。</p> <p>（1）<u>2（6）オの精神科救急・依存症医療等連携事業を除く事業</u></p> <p>① 次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>ア 精神障害者措置入院費 精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額</p> <p>イ 麻薬中毒者措置入院費 麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による費用徴収額</p> <p>ウ 3（2）で算定された精神科救急・依存症医療等連携事業の交付額</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>（通 則）</p> <p>1（略）</p> <p>2（1）～（5）（略）</p> <p>（6）精神保健対策費補助金</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。</p> <p>（1）次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>（2）（1）により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>ア 精神障害者措置入院費 精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額</p> <p>イ 麻薬中毒者措置入院費 麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による費用徴収額</p>

改正後	現行
<p>(2)2(6)オの精神科救急・依存症医療等連携事業</p> <p>2(6)イの事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額に以下の連携加算率の算定方法に基づいて算定した連携加算率を乗じた額を交付額とする。</p> <p>《連携加算率の算定方法》</p> <p>① 各自治体において、平成29年6月13日障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」に定めるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症（以下、「依存症」という。）の依存症専門医療機関又は依存症治療拠点機関を交付申請年度内に選定する場合（交付申請年度の前年度以前に選定した場合も含む。）、依存症専門医療機関については診療対象とする依存症毎に0.5%を加算し、依存症治療拠点機関については診療対象とする依存症毎に1%を加算する。ただし、一つの依存症につき複数箇所の依存症専門医療機関又は依存症治療拠点機関を選定する場合であっても、加算は同じ率とする。</p> <p>② 各自治体において、平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「依存症対策総合支援事業の実施について」別紙に定めるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談拠点を交付申請年度内に設置する場合（交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。）、依存症毎に0.5%を加算する。ただし、一つの依存症につき複数箇所の相談拠点を設置する場合であっても、加算は同じ率とする。</p> <p>③ ①②で全ての依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点を選定・設置する場合は1%を加算する。</p> <p>④ ①②③で算定された率を合計したものを連携加算率とする（連携加算率は最大7%）。</p>	

改正後					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
精神障害者 措置入院費 ～精神科救 急医療体制 整備事業費 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	精神障害者 措置入院費 ～精神科救 急医療体制 整備事業費 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
摂食障害治 療支援セン ター設置運 営事業費	摂食障害治 療支援セン ター設置運 営事業費	厚生労働大臣が認めた 額	摂食障害治療支援セン ター設置運営事業の実 施に必要な報償費、賃 金、社会保険料等、旅 費、需用費（消耗品 費、会議費、印刷製本 費）、役務費、使用料 及び賃借料、備品購入 費、委託料（上記の経 費に限る。）	$\frac{1}{2}$	摂食障害 治療支援セ ンター設置 運営事業費	摂食障害治 療支援セン ター設置運 営事業費	厚生労働大臣が認め た額	摂食障害治療支援セ ンター設置運営事業の 実施に必要な報償費、 賃金、社会保険料等、 旅費、需用費（消耗品 費、会議費、印刷製本 費）、役務費、使用料 及び賃借料、委託料 （上記の経費に限 る。）	$\frac{1}{2}$
てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	厚生労働大臣が認めた 額	てんかん地域診療連携 体制整備事業の実施に 必要な報償費、賃金、 社会保険料等、旅費、 需用費（消耗品費、会 議費、印刷製本費）、 役務費、使用料及び賃 借料、備品購入費、委 託料（上記の経費に限 る。）	$\frac{1}{2}$	てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	てんかん地 域診療連携 体制整備事 業費	厚生労働大臣が認めた 額	てんかん地域診療連携 体制整備事業の実施に 必要な報償費、賃金、 社会保険料等、旅費、 需用費（消耗品費、会 議費、印刷製本費）、 役務費、使用料及び賃 借料、委託料（上記の 経費に限る。）	$\frac{1}{2}$

改正後					現行				
依存症対策 総合支援事 業費	依存症対策 総合支援事 業費	厚生労働大臣が認めた 額	依存症対策総合支援 事業（受診後の患者支 援に係るモデル事業を 除く。）の実施に必要 な報償費、報酬、賃 金、社会保険料等、旅 費、需用費（消耗品 費、会議費、印刷製本 費）、役務費、使用料 及び賃借料、委託料 （上記の経費に限 る。）	1 2	依存症対策 総合支援事 業費	依存症対策 総合支援事 業費	厚生労働大臣が認め た額	依存症対策総合支援 事業（受診後の患者支 援に係るモデル事業を 除く。）の実施に必要 な報償費、報酬、賃 金、社会保険料等、旅 費、需用費（消耗品 費、会議費、印刷製本 費）、役務費、使用料 及び賃借料、委託料 （上記の経費に限 る。）	1 2
		1自治体当たり3,550千 円	依存症対策総合支援事 業（受診後の患者支援 に係るモデル事業に限 る。）の実施に必要な 報償費、報酬、賃金、 社会保険料等、旅費、 需用費（消耗品費、会 議費、印刷製本費）、 役務費、委託料（上記 の経費に限る。）	10 10 (定額)			1自治体当たり3,470千 円	依存症対策総合支援事 業（受診後の患者支援 に係るモデル事業に限 る。）の実施に必要な 報償費、報酬、賃金、 社会保険料等、旅費、 需用費（消耗品費、会 議費、印刷製本費）、 役務費、委託料（上記 の経費に限る。）	10 10 (定額)

改 正 後	現 行
<p>(交付の条件)</p> <p>4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>(2)～(8)(略)</p> <p>(申請手続き)</p> <p>5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>6～11(略)</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>(2)～(8)(略)</p> <p>(申請手続き)</p> <p>5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>6～11(略)</p>

改正後

現行

別紙様式 1

別紙様式 1

(元号) 年度

平成 年度

精神保健費国庫負担(補助)金調書

精神保健費国庫負担(補助)金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国		地方公共団体							備考	
歳出 予算科目	交付 決定 の額	補 助 率	歳入			歳出				
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	国庫 負担 (補助) 金 相当額		支出 済額
(国) 障害保健福祉法										
(国) 精神障害者保健 入浴費負担金										
(国) 精神障害者保健 入浴費負担金										
(国) 精神障害者保健 介護人納付補助金										
(国) 精神障害者保健 補助金										
(国) 障害・寛心いじめ 対策費										
(国) 障害中絶者保健 入浴費負担金										
(国) 障害中絶者保健 費負担金										

国		地方公共団体							備考	
歳出 予算科目	交付 決定 の額	補 助 率	歳入			歳出				
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	国庫 負担 (補助) 金 相当額		支出 済額
(国) 障害保健福祉法										
(国) 精神障害者保健 入浴費負担金										
(国) 精神障害者保健 入浴費負担金										
(国) 精神障害者保健 介護人納付補助金										
(国) 精神障害者保健 補助金										
(国) 障害・寛心いじめ 対策費										
(国) 障害中絶者保健 入浴費負担金										
(国) 障害中絶者保健 費負担金										

注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。

注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。



- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

改正後

別紙様式2

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の交付申請について

標記について、次により国庫負担(補助)金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額金 円

2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)

3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

(1) (元号)○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

現 行

別紙様式2

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の交付申請について

標記について、次により国庫負担(補助)金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額金 円

2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)

3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

(1) 平成○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類



改正後

現行

別紙(2) 1~7 (略)

8 依存症対策総合支援事業計画(1)~(7) (略)

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

実施機関		期間	
概要			

(9) 精神科救急・依存症医療等連携事業

連携の内容 (具体的に)	
-----------------	--

	アルコール	薬物	ギャンブル	計	全て選定 (設置)	連携加算率
専門医療機関						
治療拠点機関						
相談拠点						

※各依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点を年度内に選定・設置する場合(交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。)は上段に「○」を記載する。下段には選定・設置している場合は機関名を記載し、選定・設置予定の場合は予定時期を記載すること。

別紙(2) 1~7 (略)

8 依存症対策総合支援事業計画(1)~(7)

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

実施機関	
概要	

(9) 新規

改正後

現行

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

～麻薬中毒者護送費所要額内訳（略）

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

～麻薬中毒者護送費所要額内訳（略）

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
(特定相談事業)			
報 酬			
賃 金			
旅 費			
需 用			
役 務			
委 託			
使用料及び賃借料			
原 材 料			
備 品 購 入			
(社会復帰促進事業)			
報 酬			
賃 金			
旅 費			
需 用			
役 務			
委 託			
使用料及び賃借料			
原 材 料			
備 品 購 入			
合 計			

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
(特定相談事業)						
報 酬						
賃 金						
旅 費						
需 用						
役 務						
委 託						
使用料及び賃借料						
原 材 料						
備 品 購 入						
(社会復帰促進事業)						
報 酬						
賃 金						
旅 費						
需 用						
役 務						
委 託						
使用料及び賃借料						
原 材 料						
備 品 購 入						
合 計						

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳  
～精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳（略）

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳  
～精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳（略）

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費			
1. 摂食障害対策推進協議会			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
委 託 料			
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
備 品 購 入 費			
委 託 料			

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
摂食障害治療支援センター設置運営事業費						
1. 摂食障害対策推進協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						
2. 摂食障害治療支援センター設置運営事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						

改正後

現行

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報 償 費  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報 償 費  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費			
1. てんかん治療医療連携協議会			
報 償 費			
賃 金			
社会保険料等			
旅 費			
需用費			
消耗品費			
会議費			
印刷製本費			
役員業務費			
使用料及び賃借料			
委託料			
2. てんかん地域診療連携体制整備事業			
報 償 費			
賃 金			
社会保険料等			
旅 費			
需用費			
消耗品費			
会議費			
印刷製本費			
役員業務費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
委託料			

現 行

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需用費						
消耗品費						
会議費						
印刷製本費						
役員業務費						
使用料及び賃借料						
委託料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費						
賃 金						
社会保険料等						
旅 費						
需用費						
消耗品費						
会議費						
印刷製本費						
役員業務費						
使用料及び賃借料						
委託料						



改正後

現行

3. てんかん治療医療連携研修

報 償 費  
 賃 会 保 險 料 等  
 社 会 保 險 料 等  
 旅 用 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使 用 料 及 び 賃 借 料  
 委 託 料

3. てんかん治療医療連携研修

報 償 費  
 賃 会 保 險 料 等  
 社 会 保 險 料 等  
 旅 用 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使 用 料 及 び 賃 借 料  
 委 託 料

合 計

合 計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改 正 案

依存症対策総合支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
依存症対策総合支援事業費			
(1) 依存症地域支援体制推進事業			
報 償 費			
報 酬 金			
賃 料			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
委 託 料			
(2) 連携会議運営事業			
報 償 費			
報 酬 金			
賃 料			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
委 託 料			

現 行

依存症対策総合支援事業費所要額内訳

種 目	対象経費支出予定額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症対策総合支援事業費						
(1) 依存症地域支援体制推進事業						
報 償 費						
報 酬 金						
賃 料						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						
(2) 連携会議運営事業						
報 償 費						
報 酬 金						
賃 料						
社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						

改正後

現行

(3) 依存症専門相談支援事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

(4) 依存症支援者研修事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

(3) 依存症専門相談支援事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

(4) 依存症支援者研修事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報償費  
報酬金  
賃料等  
社会保険料  
旅需用費  
消耗品費  
会議費  
印刷製本費  
役務費  
使用料及び賃借料  
委託料

改正後

現行

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
委 託 料

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
委 託 料

合	計								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注

合	計								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

改正後

現行

別紙様式3

別紙様式3

番 号  
(元号) 年 月 日

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の交付額変更申請について

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の交付額変更申請について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた標記国庫負担(補助)金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた標記国庫負担(補助)金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

1 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2 経費所要額調

2 経費所要額調

3 事業計画書

3 事業計画書

4 添付書類

- (1) (元号)○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本  
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類  
(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

4 添付書類

- (1) 平成○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本  
(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。
- (2) その他参考となる書類  
(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。



改正後

別紙様式 4

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

(1) (元号)○○年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

現 行

別紙様式 4

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事、指定都市市長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号をもって交付を受けた平成 年度精神保健費等国庫負担(補助)金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

(1) 平成○○年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類



改正後

別紙(1)

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 A-B=C	対象経 費支出 済額	基準額	適定額 (C、D、E のいずれ か少ない額)	費用概 収額	国庫負担 (補助) 基本額	国庫負担 (補助)所 要額(H× 補助率)	交 付 決定額	受入額	差 引 過△不足 額	備 考
負担金													
補助金													
小計													
合計													

(注) 「(交付の条件) 4 (1) イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費へ△,xxx円」、「〇〇事業費から△,xxx円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

※精神科救急・依存症医療等連携事業については、備考欄に連携加算率を記載する。

現 行

別紙(1)

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引額 A-B=C	対象経 費支出 済額	基準額	適定額 (C、D、E のいずれ か少ない額)	費用概 収額	国庫負担 (補助) 基本額	国庫負担 (補助)所 要額(H× 補助率)	交 付 決定額	受入額	差 引 過△不足 額	備 考
負担金													
補助金													
小計													
合計													

(注) 「(交付の条件) 4 (1) イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費へ△,xxx円」、「〇〇事業費から△,xxx円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

改正後

現行

別紙(2) 1~8 (略)

別紙(2) 1~8 (略)

9 依存症対策総合支援事業実績

(1) (略)

(2) 連携会議運営事業

参加者の構成 (参加機関を列挙)	
---------------------	--

参加者の構成 (具体的に)	
------------------	--

回数	議題等
第 回	
第 回	

回数	議題等
第 回	
第 回	

(3) (略)

(3) (略)

(4) 依存症支援者研修事業

① 依存症相談対応研修

研修プログラム (具体的に)	
-------------------	--

研修プログラム (具体的に)	
-------------------	--

回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※			
第 回				
受講者数	合計		主な職種別の内訳	
第 回				
受講者数	合計		主な職種別の内訳	

回数	開催案内の方法・対象者数等※			
第 回				
第 回				

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

改正後

現行

②依存症医療研修

研修プログラム (具体的に)						
回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※					
第 回						
受講者数	精神科医療機関			精神科医療機関以外の医療機関		
	合計	医師	その他の主な 職種別の内訳	合計	医師	その他の主な 職種別の内訳
第 回						
受講者数	精神科医療機関			精神科医療機関以外の医療機関		
	合計	医師	その他の主な 職種別の内訳	合計	医師	その他の主な 職種別の内訳

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

③地域生活支援研修

研修プログラム (具体的に)			
回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※		
第 回			
受講者数	合計		主な職種 別の内訳
第 回			
受講者数	合計		主な職種 別の内訳

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

②依存症医療研修

研修プログラム (具体的に)		
回数	開催案内の方法・対象者数等※	
第 回		
第 回		

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

③地域生活支援研修

研修プログラム (具体的に)		
回数	開催案内の方法・対象者数等※	
第 回		
第 回		

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

改正後

現行

(5) ~ (7) (略)

(5) ~ (7) (略)

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

実施機関		期間	
概要			

実施機関	
概要	

(9) 精神科救急・依存症医療等連携事業

(9) 新規

連携の内容 (具体的に)	
-----------------	--

	アルコール	薬物	ギャンブル	計	全て選定 (設置)	連携加算率
専門医療機関						
治療拠点機関						
相談拠点						

※各依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点を年度内に選定・設置した場合（交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。）は上段に「○」を記載する。下段には選定・設置した機関名を記載すること。

改正後				現行					
所要額明細 精神障害者措置入院移送費所要額内訳 ～精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳（略）				所要額明細 精神障害者措置入院移送費所要額内訳 ～精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳（略）					
精神保健福祉センター特定相談等事業費支出済額内訳				精神保健福祉センター特定相談等事業費支出済額内訳					
種 目	対象経費支出額			対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円		円	円
(特定相談事業)				(特定相談事業)					
報 酬				報 酬					
賃 金				賃 金					
旅 費				旅 費					
需 用 費				需 用 費					
役 務 費				役 務 費					
委 託 料				委 託 料					
使用料及び賃借料				使用料及び賃借料					
原 材 料 費				原 材 料 費					
備 品 購 入 費				備 品 購 入 費					
(社会復帰促進事業)				(社会復帰促進事業)					
報 酬				報 酬					
賃 金				賃 金					
旅 費				旅 費					
需 用 費				需 用 費					
役 務 費				役 務 費					
委 託 料				委 託 料					
使用料及び賃借料				使用料及び賃借料					
原 材 料 費				原 材 料 費					
備 品 購 入 費				備 品 購 入 費					
合 計				合 計					

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。



改正後

現行

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報 償 費  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

3. 摂食障害治療支援コーディネーター

報 償 費  
賃 金  
社 会 保 険 料 等  
旅 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

改正案

現行

てんかん地域診療連携体制整備事業費支出済額内訳

てんかん地域診療連携体制整備事業費支出済額内訳

種 目	対象経費支出額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費			
1. てんかん治療医療連携協議会			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 用 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
2. てんかん地域診療連携体制整備事業			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 用 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
委 託 料			

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
てんかん地域診療連携体制整備事業費						
1. てんかん治療医療連携協議会						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 用 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						
2. てんかん地域診療連携体制整備事業						
報 償 費						
賃 金						
社 会 保 険 料 等						
旅 用 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使用料及び賃借料						
委 託 料						



改正案				現行			
3. てんかん治療医療連携研修  報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料				3. てんかん治療医療連携研修  報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 用 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。				(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。			

改正案

現行

依存症対策総合支援事業費支出済額内訳

依存症対策総合支援事業費支出済額内訳

種 目	対象経費支出額		
	員 数	単 価	金 額
		円	円
依存症対策総合支援事業費			
(1) 依存症地域支援体制推進事業			
報 償 費			
報 酬 金			
實 質 社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
委 託 料			
(2) 連携会議運営事業			
報 償 費			
報 酬 金			
實 質 社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使 用 料 及 び 賃 借 料			
委 託 料			

種 目	対象経費支出額			基 準 額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
		円	円		円	円
依存症対策総合支援事業費						
(1) 依存症地域支援体制推進事業						
報 償 費						
報 酬 金						
實 質 社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						
(2) 連携会議運営事業						
報 償 費						
報 酬 金						
實 質 社 会 保 険 料 等						
旅 費						
需 用 費						
消 耗 品 費						
会 議 費						
印 刷 製 本 費						
役 務 費						
使 用 料 及 び 賃 借 料						
委 託 料						

改正後

現行

(3) 依存症専門相談支援

事業  
報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(4) 依存症支援者研修事業

報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(3) 依存症専門相談支援

事業  
報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(4) 依存症支援者研修事業

報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報 償 費  
報 酬 金  
質 等  
社 会 保 險 料  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

改正後

現行

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使用料及び賃借料  
 委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使用料及び賃借料  
 委 託 料

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 委 託 料

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使用料及び賃借料  
 委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 使用料及び賃借料  
 委 託 料

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

報 償 費  
 報 酬 金  
 質 金 等  
 社 会 保 険 料  
 旅 費  
 需 用 費  
 消 耗 品 費  
 会 議 費  
 印 刷 製 本 費  
 役 務 費  
 委 託 料

合	計			
---	---	--	--	--

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

合	計						
---	---	--	--	--	--	--	--

注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

厚生省障第194号  
平成10年6月15日

最終改正

厚生労働省発障0613第2号  
令和元年6月13日

各  
〔  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長  
〕  
殿

厚生事務次官  
(公印省略)

### 精神保健費等の国庫負担(補助)について

標記の国庫負担(補助)金の交付については、別紙「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成10年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成8年5月10日厚生省発健医第152号「精神保健費等の国庫負担(補助)について」は廃止する。

おって、平成9年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

## 精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱

## （通則）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第30条第2項及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の2に基づく国庫負担金、精神保健福祉法第7条（設置に要する経費を除く。）及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号。以下「特別措置法施行令」という。）第3条に基づく国庫補助金並びに精神科救急医療体制整備事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費及び依存症対策総合支援事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、麻薬及び向精神薬取締法、特別措置法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## （交付の対象）

2 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

## （1）精神障害者措置入院費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が行う精神障害者の入院措置の実施

## （2）精神障害者措置入院移送費負担金

精神保健福祉法第29条第1項及び同法第29条の2第1項の規定により都道府県知事及び指定都市の市長が行う入院措置に伴う精神障害者の移送の実施

## （3）麻薬中毒者措置入院費負担金

麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う麻薬中毒者の入院措置の実施

## （4）麻薬中毒者護送費負担金

麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により都道府県知事が行う入院措置に伴う麻薬中毒者の護送の実施

(5) 精神障害者医療保護入院費補助金

特別措置法施行令第3条第1項の規定により沖縄県知事が行う精神障害者の医療に関する特別措置の実施

(6) 精神保健対策費補助金

ア 精神保健福祉法第6条の規定により、都道府県及び指定都市が行う精神保健福祉センターの特定相談等

イ 平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」により都道府県及び指定都市が行う事業

ウ 平成26年3月31日障発0331第55号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「摂食障害治療支援センター設置運営事業実施要綱」により都道府県が行う事業

エ 平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」により都道府県が行う事業

オ 平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」により都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が行う事業

(交付額の算定方法)

3 この負担金及び補助金の算定額は、次により算出するものとする。

(1) 2(6)オの精神科救急・依存症医療等連携事業を除く事業

① 次の表の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を第1欄に定める区分ごとに合算した額と、当該区分ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額から次に掲げる額を控除した額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ア 精神障害者措置入院費

精神保健福祉法第31条の規定による費用徴収額

イ 麻薬中毒者措置入院費

麻薬及び向精神薬取締法第59条の4の規定による費用徴収額

ウ 3(2)で算定された精神科救急・依存症医療等連携事業の交付額

(2) 2(6)オの精神科救急・依存症医療等連携事業

2(6)イの事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額に以下の連携加算率の算定方法に基づいて算定した連携加算率を乗じた額を交付額とする。



《連携加算率の算定方法》

- ① 各自治体において、平成29年6月13日障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」に定めるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症（以下、「依存症」という。）の依存症専門医療機関又は依存症治療拠点機関を交付申請年度内に選定する場合（交付申請年度の前年度以前に選定した場合も含む。）、依存症専門医療機関については診療対象とする依存症毎に0.5%を加算し、依存症治療拠点機関については診療対象とする依存症毎に1%を加算する。ただし、一つの依存症につき複数箇所の依存症専門医療機関又は依存症治療拠点機関を選定する場合であっても、加算は同じ率とする。
- ② 各自治体において、平成29年6月13日障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「依存症対策総合支援事業の実施について」別紙に定めるアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談拠点を交付申請年度内に設置する場合（交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。）、依存症毎に0.5%を加算する。ただし、一つの依存症につき複数箇所の相談拠点を設置した場合であっても、加算は同じ率とする。
- ③①②で全ての依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点を選定・設置する場合は1%を加算する。
- ④ ①②③で算定された率を合計したものを連携加算率とする（連携加算率は最大7%）。

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 負 担 ( 補 助 ) 率
精神障害者 措置入院費	精神障害者 措置入院費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 入院に要する費用	3 / 4
精神障害者 措置入院移 送費	精神障害者 措置入院移 送費	精神保健福祉法第30 条第1項の規定により 負担した額	<p>精神保健福祉法第29 条第1項及び同法第29 条の2第1項の規定に より知事及び市長が入 院させた精神障害者の 同法第29条の2の2 第1項に基づく移送に 要する次に掲げる経費</p> <p>1 職員旅費（移送に 同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 （電気自動車用）、重油 （船舶用）等で、移送に 使用したことを証明でき る場合に限る。） 3 賃借料（車両及び船 舶であって移送に使用し たことを証明できる場 合に限る。）及び使用料 （有料道路の通行料、移 送に用いる車船料及び航 空運賃であって移送に使 用したことを証明できる 場合に限る。） 4 委託料（賃金（移 車船の運転者に限る。） 、並びに2及び3の経費 （移送に使用したことを 明できる場合に限る。） のみに限る。）</p> <p>なお、各費目ごとの積 算を把握できる資料の添 付がない場合は認めな い。</p>	3 / 4

麻薬中毒者 措置入院費	麻薬中毒者 措置入院費	麻薬及び向精神薬取 締法第59条第3号の規 定により負担した額	麻薬及び向精神薬取 締法第58条の8第1項 の規定により知事が入 院させた麻薬中毒者の 入院に要する費用	3 / 4
麻薬中毒者 護送費	麻薬中毒者 護送費	麻薬及び向精神薬取 締法第59条第3号の規 定により負担した額	麻薬及び向精神薬取 締法第58条の8第1項 の規定により知事が入 院させた麻薬中毒者の 護送に要する次に掲げ る経費  1 職員旅費（護送に 同行した職員に限る。） 2 燃料費（ガソリン、 軽油、天然ガス、電気 （電気自動車用）、重 油（船舶用）等で、護 送に使用したことを証 明できる場合に限る。） 3 賃借料（車両及び 船舶であって護送に使 用したことを証明でき る場合に限る。）及び使 用料（有料道路の通行 料、護送に用いる車船 料及び航空運賃であっ て護送に使用したこと を証明できる場合に限 る。） 4 委託料（賃金（護 送車船の運転者に限 る。）、並びに2及び 3の経費（護送に使用 したことを証明できる 場合に限る。）のみに 限る。） なお、各費目ごとの 積算を把握できる資料 の添付がない場合は認 めない。	3 / 4
精神障害者 医療保護入 院費	精神障害者 医療保護入 院費	特別措置法施行令第3 条第10項の規定により支 給した額 ただし、病院又は診 療所へ入院して行われる 医療に関わるものに限 る。	特別措置法施行令第3 条第1項の規定により沖 縄県知事が行う医療費の 支給に要する費用	8 / 10

精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センター特定相談等事業費	精神保健福祉センターが実施する特定相談事業等に要した経費の適正な実支出額	精神保健福祉センターの事業のうち、特定相談事業及び社会復帰促進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	1 / 3
精神科救急医療体制整備事業費	1 連絡調整委員会運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	連絡調整委員会の開催等に要した賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	1 / 2
	2 精神医療相談等事業費 (1) 精神医療相談事業費	<p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合</p> <p>休日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神医療相談事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。）</p>	
	(2) 精神科救急情報センター事業費	<p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関以外で実施する場合</p> <p>平日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>休日 厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急情報センターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 需用費（消耗品費） 4 役務費（通信運搬費） 5 使用料及び賃借料 6 委託料（上記の経費に限る。）</p>	
3 移送事業費（移送関係者協力費）	8,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数	精神保健福祉法第34条等に基づく移送（以下「移送」という。）に係る関係者（精神保健指定医、看護師、運転手等）の協力に必要な次に掲げる経費		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報酬、社会保険料等</li> <li>2 報償費、賃金</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費、燃料費）</li> <li>5 関係者手当（危険手当）</li> <li>6 委託料（上記の経費に限る。）</li> </ul>
4 精神科救急医療等確保事業費 (1) 病院群輪番型	<p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 35,400円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 37,700円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 オンコール 9,500円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>イ 外来対応を併せて行う場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 報酬、社会保険料等</li> <li>2 報償費、賃金</li> <li>3 患者の受入にかかる経費</li> <li>4 委託料（上記の経費に限る。）</li> </ul>	

	<p>(2) 常時対応型</p>	<p>ア 精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>休日 35,400円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 37,700円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 オンコール 9,500円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>イ 外来対応を併せて行う場合は以下の経費を加算する。</p> <p>休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>ウ 相談窓口及び精神科救急情報センターを設置した場合は、以下の経費を加算する。</p> <p>平日 6,100円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 休日 7,620円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数 夜間 8,380円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>エ その他厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>精神科救急医療施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。）</p>	
--	------------------	--	---	--

	<p>(3) 外来対応事業</p> <p>精神科救急医療圏ごとに次により算出された額</p> <p>病院群輪番型又は常時対応型医療機関とは別に単独で外来対応施設を設置する場合</p> <p>休日 23,000円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>夜間 25,300円以内で厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p> <p>(4) 身体合併症救急対応事業</p> <p>身体合併症への対応を行う施設又は消防法（昭和23年法律第186号）による搬送基準に基づいて身体合併症患者を受け入れる地域搬送受入対応施設について次により算出された額</p> <p>厚生労働大臣が認めた額×実施日数</p>	<p>精神科救急医療施設の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 委託料（上記の経費に限る。）</p> <p>身体合併症対応施設の体制確保に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 報酬、社会保険料等 2 報償費、賃金 3 患者の受入にかかる経費 4 委託料（上記の経費に限る。）</p>		
摂食障害治療支援センター設置運営事業費	摂食障害治療支援センター設置運営事業費	厚生労働大臣が認めた額	摂食障害治療支援センター設置運営事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）	1/2
てんかん地域診療連携体制整備事業費	てんかん地域診療連携体制整備事業費	厚生労働大臣が認めた額	てんかん地域診療連携体制整備事業の実施に必要な報償費、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）	1/2

<p>依存症対策総合支援事業費</p>	<p>依存症対策総合支援事業費</p>	<p>厚生労働大臣が認めた額</p> <p>1自治体当たり3,550千円</p>	<p>依存症対策総合支援事業（受診後の患者支援に係るモデル事業を除く。）の実施に必要な報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に限る。）</p> <p>依存症対策総合支援事業（受診後の患者支援に係るモデル事業に限る。）の実施に必要な報償費、報酬、賃金、社会保険料等、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料（上記の経費に限る。）</p>	<p>1 / 2</p> <p>10 / 10 (定額)</p>
---------------------	---------------------	--	--	--------------------------------------



(交付の条件)

4 この国庫負担(補助)金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する区分ごとの経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 精神障害者措置入院費負担金、精神障害者措置入院移送費負担金、麻薬中毒者措置入院費負担金、麻薬中毒者護送費負担金、精神障害者医療保護入院費補助金、精神保健対策費補助金の各負担(補助)金間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

イ 精神科救急医療体制整備事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費及び依存症対策総合支援事業費から精神保健福祉センター特定相談等事業費への経費の配分の変更は承認を要しないものとする。

ウ 精神保健福祉センター特定相談等事業費から精神科救急医療体制整備事業費、摂食障害治療支援センター設置運営事業費、てんかん地域診療連携体制整備事業費及び依存症対策総合支援事業費への経費の配分の変更は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ アからウまで以外の経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの負担金及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

負担金及び補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をこの負担(補助)金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなら

ない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 5 この負担金及び補助金の交付の申請は、別紙様式2の申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 6 この負担金及び補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3の変更交付申請書を毎年度1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、5又は6に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2ヶ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(負担金及び補助金の概算払)

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 9 この負担金及び補助金の事業実績報告は、翌年度5月31日までに別紙様式4の報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(負担金及び補助金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき負担金及び補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により、3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、予め厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式1

(元号) 年度

精神保健費等国庫負担(補助)金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国		地方公共団体									備考	
歳出 予算科目	交付 決定の額	補助 率	歳入			歳出			うち国庫負 担(補助)金 相当額	支出済額		うち国庫負 担(補助)金 相当額
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額					
(項)障害保健福祉費 (目)精神障害者措置入院費負担金 (目)精神障害者措置入院移送費負担金 (目)精神障害者医療保護入院費補助金 (目)精神保健対策費補助金 (項)麻薬・覚せい剤等対策費 (目)麻薬中毒者措置入院費負担金 (目)麻薬中毒者護送費負担金												

(注)1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。

2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担（補助）金の交付申請について

標記について、次により国庫負担（補助）金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 経費所要額調 (別紙(1)のとおり)

3 事業計画書 (別紙(2)のとおり)

4 添付書類

(1) (元号) ○○年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

経費所要額調

(単位:円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出予定額	基準額	選定額 (C, D, Eのいずれか少ない額)	費用徴収額 又は 精神科救急・依存症医療等連携 事業交付額	国庫負担(補助)基本額	国庫負担(補助)所要額 (H×補助率)	備考
	A	B	A-B=C	D	E	F	G	F-G=H	I	
負担金	精神障害者措置入院費負担金									
	精神障害者措置入院移送費負担金									
	麻薬中毒者措置入院費負担金									
	麻薬中毒者護送費負担金									
	小計									
補助金	精神障害者医療保護入院費補助金									
	精神保健対策費補助金									
	精神保健福祉センター特定相談等事業費									
	精神科救急医療体制整備事業費									
	連絡調整委員会運営事業費									
	精神医療相談等事業費									
	移送事業費(移送関係者協力費)									
	精神科救急医療等確保事業費									
	摂食障害治療支援センター設置運営事業費									
	てんかん地域診療連携体制整備事業費									
	依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業、精神科救急・依存症医療等連携事業を除く。)									
	依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業に限る。)									
	依存症対策総合支援事業費(精神科救急・依存症医療等連携事業に限る。)*									
小計										
合計										

\*精神科救急・依存症医療等連携事業については、備考欄に連携加算率を記載する。

所要額明細

精神障害者措置入院移送費所要額内訳

種目	対象経費支出予定額		
	員数	単価	金額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費 ①ガソリン ②軽油 ③天然ガス ④電気 ⑤重油			
3 賃借料及び使用料 ①賃借料 A 車両 B 船舶 ②使用料 A 有料道路通行料 B 移送に用いる車 船料及び航空運賃		台 隻 回 回	
4 委託料 ①賃金（移送車船の運転者） ②燃料費 ③賃借料及び使用料			
合計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種目	対象経費支出予定額		
	員数	単価	金額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費 ①ガソリン ②軽油 ③天然ガス ④電気 ⑤重油			
3 賃借料及び使用料 ①賃借料 A 車両 B 船舶 ②使用料 A 有料道路通行料 B 移送に用いる車 船料及び航空運賃	台 隻	回 回	
4 委託料 ①賃金（護送車船の運転者） ②燃料費 ③賃借料及び使用料			
合計			

(注) 3①及び4の支出費目については見積書、契約書等の積算資料を添付すること。

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
(特定相談事業) 報 酬 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 備品購入費  (社会復帰促進事業) 報 酬 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 備品購入費		円	円
合 計			

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。



精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
連絡調整委員会運営事業費  賃報旅需 賃金 費 用 消 会 印 務 通 役 使用料及び賃借料  費 品 費 製 運 搬 費 本 費 費		円	円		円	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費						
報酬						
社会保険料等						
報償費						
賃金				日	休日	
需用費（消耗品費）						
役務費（通信運搬費）				日	夜間	
使用料及び賃借料						
委託料						
2. 精神科救急情報センター事業費						
報酬				日	平日	
社会保険料等						
報償費						
賃金				日	休日	
需用費（消耗品費）						
役務費（通信運搬費）				日	夜間	
使用料及び賃借料						
委託料				日		
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
移送事業費（移送関係者協力費） 報酬等 社会保険料等 報償費 賃金 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 関係者手当 危険手当 委託料		円	円	日	円	円
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
精神科救急医療等確保事業費		円	円		円	円
1. 病院群輪番型 圏域数 圏域 施設数 域設 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 体制確保経費 委託料				日	休日	
※ 外来対応加算分				日	夜間	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分				日	オンコ ール	
2. 常時対応型 圏域数 圏域 施設数 施設 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 体制確保経費 委託料				日	休日	
※ 外来対応加算分				日	夜間	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分				日	オンコ ール	
※ その他				日	※ 休日	
				日	夜間	
				日	※ 平日	
				日	休日	
				日	夜間	
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
外来対応事業 圏域数 圏域 施設数 域設 報 酬 社会保険料等 報 償 費 賃 金 委 託 料		円	円	日	円 休日 夜間	円
合 計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出予定額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は 地域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 体制確保経費 委託料		円	円	日	休日 夜間	円
合計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
摂食障害治療支援センター設置 運営事業費		円	円
1. 摂食障害対策推進協議会 報 償 費 金 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
2. 摂食障害治療支援センタ ー設置運営事業 報 償 費 金 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料			
3. 摂食障害治療支援コーデ ィネーター 報 償 費 金 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
合 計			

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
てんかん地域診療連携体制整備事業費		円	円
1. てんかん治療医療連携協議会			
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
2. てんかん地域診療連携体制整備事業			
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費			
3. てんかん治療医療連携研修			
報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
合 計			

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。



依存症対策総合支援事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額
依存症対策総合支援事業費		円	円
(1) 依存症地域支援体制推進事業			
報 償 費			
報 酬 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
(2) 連携会議運営事業			
報 償 費			
報 酬 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
(3) 依存症専門相談支援事業			
報 償 費			
報 酬 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			

(4) 依存症支援者研修事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 料 等  
社 会 保 險 料 等  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
會 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 料 等  
社 会 保 險 料 等  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
會 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 料 等  
社 会 保 險 料 等  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
會 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 料 等  
社 会 保 險 料 等  
旅 需 用 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
會 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使 用 料 及 び 賃 借 料  
委 託 料

(8) 受診後の患者支援に係るモデル  
事業

報 償 費  
報 酬 金  
賃 会 保 険 料 等  
社 会 保 険 料 等  
旅 需 用 品 費  
需 耗 品 費  
消 耗 品 費  
会 社 議 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 託 費  
委 託 料

合 計

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

別紙（２）

事業計画書

1 精神障害者措置入院患者数、医療費及び移送執行計画

前年度末措置患者数 (前年度2月末)	本年度末措置患者数 (本年度2月末)	本年度平均措置患者数	医療費（ 3月～2月）				患者移送費（ 4月～3月）			合計額
			支払件数	延日数	1件当たり単価	金額	対象人員	1件当たり単価	金額	
人	人	人	件	日	円	円	人	円	円	円

(注) 医療費については診療月ベース、移送費については移送事例発生月ベースで記載すること。

2 精神障害者医療保護入院費執行計画（特別措置分）

区分	前年度末医療保護 入院者数等	本年度末医療保護 入院者数等	本年度平均医療保 護入院者数等	医療費（ 3月～2月）			
				支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
被 用 者 保 険	人	人	人	件	日	円	円
本 人							
家 族							
国 保							
保険未加入者							
後期高齢者医療制度							
計							

3 精神保健福祉センター事業計画

区分	相談実施予定回数	研修等実施予定回数
1 特定相談事業	回	回
アルコール関連問題		
思春期精神保健		
2 社会復帰促進事業		
3 その他		
計		

4 麻薬中毒者措置入院費等執行計画

入 院 措 置 費						
医療費（ 3月～ 2月）				患者護送費（4月～3月）		合計額
支払件数	延日数	1人1日当たり単価	金額	対象人員	金額	
件	日	円	円	人	円	円

(注) 医療費については診療月ベース、護送費については護送事例発生月ベースで記載すること。

麻薬中毒者措置入院費等				
年度	措置入院費	患者護送費	合計	備考

5 精神科救急医療体制整備事業計画

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年	構成機関	
----------------	-----	------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	設置（対応）場所	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

(3) 移送事業

	関係者協力日数		移送出勤回数	
			移送実施回数	不搬送回数
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回



(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日	日	
		夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日	日	
		夜間	日	日	日	日	日	

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日	日	
		夜間	日	日	日	日	日	

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「病院群輪番型（オンコール）」、「常時対応型（オンコール）」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。（外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段（ ）にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。）

※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。

※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

6 摂食障害治療支援センター設置運営事業計画

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数	職種

7 てんかん地域診療連携体制整備事業計画

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業計画

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

※事業概要がわかる資料を添付すること。

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数	職種

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間	実施場所
対象者	参加人数
概要	

8 依存症対策総合支援事業計画

(1) 依存症地域支援体制推進事業

①医療提供体制

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

②相談支援体制

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

③地域支援計画

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

(2) 連携会議運営事業

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

(3) 依存症専門相談支援事業

実施体制及び 実施方法 (具体的に)	
--------------------------	--

(4) 依存症支援者研修事業

① 依存症相談対応研修

研修プログラム (具体的に)	
-------------------	--

回数	開催案内の方法・対象者数等※
第 回	
第 回	

※研修の実施方法を含めて具体的に記載すること

② 依存症医療研修

研修プログラム (具体的に)	
-------------------	--

回数	開催案内の方法・対象者数等※
第 回	
第 回	

※研修の実施方法を含めて具体的に記載すること

③ 地域生活支援研修

研修プログラム (具体的に)	
-------------------	--

回数	開催案内の方法・対象者数等※
第 回	
第 回	

※研修の実施方法を含めて具体的に記載すること

(5) 普及啓発・情報提供事業

実施体制及び 実施方法 (具体的に)	
--------------------------	--

(6) 依存症の治療・回復支援事業

実施機関		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(7) 依存症患者の家族支援事業

実施機関		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

実施機関		期間	
概要			

(9) 精神科救急・依存症医療等連携事業

連携の内容 (具体的に)	
-----------------	--

	アルコール	薬物	ギャンブル	計	全て選定 (設置)	連携加算率
専門医療機関				0.0%	0.0%	0.0%
治療拠点機関				0.0%		
相談拠点				0.0%		

※各依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点を年度内に選定・設置する場合（交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。）は上段に「○」を記載する。下段には選定・設置している場合は機関名を記載し、選定・設置予定の場合は予定時期を記載すること。

--	--

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の交付額変更申請について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた標記国庫負担(補助)金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額

変更後の所要額	金	円
既交付決定額	金	円
今回所要額	金	円

2 経費所要額調

3 事業計画書

4 添付書類

(1) (元号)○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

(注) 3については当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

経費所要額調

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 A-B=C	対象経費支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C, D, Eのいずれか少ない額) F	費用徴収額又は精神科救急・依存症医療等連携事業交付額 G	国庫負担(補助)基本額 F-G=H	国庫負担(補助)所要額 (H×補助率) I	既交付決定額 J	差引追加(一部取消)申請額 I-J=K	備考
負担金												
精神障害者措置入院費負担金												
精神障害者措置入院移送費負担金												
麻薬中毒者措置入院費負担金												
麻薬中毒者護送費負担金												
小計												
補助金												
精神障害者医療保護入院費補助金												
精神保健対策費補助金												
精神保健福祉センター特定相談等事業費												
精神科救急医療体制整備事業費												
連絡調整委員会運営事業費												
精神医療相談等事業費												
移送事業費(移送関係者協力費)												
精神科救急医療等確保事業費												
摂食障害治療支援センター設置運営事業費												
てんかん地域診療連携体制整備事業費												
依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業、精神科救急・依存症医療等連携事業を除く。)												
依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業に限る。)												
依存症対策総合支援事業費(精神科救急・依存症医療等連携事業に限る。)*												
小計												
合計												

\*精神科救急・依存症医療等連携事業については、備考欄に連携加算率を記載する。



番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○知事、○○市長、○○区長 ○ ○ ○ ○ 印

(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号をもって交付を受けた(元号) 年度精神保健費等国庫負担(補助)金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

2 経費所要額精算書 (別紙(1)のとおり)

3 事業実績報告 (別紙(2)のとおり)

4 添 付 書 類

(1) (元号)○○年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注) 決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) その他参考となる書類

経費所要額精算調

(単位:円)

区分	総事業費 A	寄付金その他収入額 B	差引額 A-B=C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 (C, D, Eの いずれか少ない額) F	費用徴収額 又は 精神科救急・依存症 医療等連携 事業交付額 G	国庫負担 (補助)基 本額 F-G=H	国庫負担 (補助)所 要額 (H×補助 率) I	交付決定額 J	受入額 K	差引過△不 足額 K-I=L	備考
負担金													
精神障害者措置入院費負担金													
精神障害者措置入院移送費負担金													
麻薬中毒者措置入院費負担金													
麻薬中毒者護送費負担金													
小計													
補助金													
精神障害者医療保護入院費補助金													
精神保健対策費補助金													
精神保健福祉センター特定相談等事業費													
精神科救急医療体制整備事業費													
連絡調整委員会運営事業費													
精神医療相談等事業費													
移送事業費(移送関係者協力費)													
精神科救急医療等確保事業費													
摂食障害治療支援センター設置運営事業費													
てんかん地域診療連携体制整備事業費													
依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業、精神科救急・依存症医療等連携事業を除く。)													
依存症対策総合支援事業費(受診後の患者支援に係るモデル事業に限る。)													
依存症対策総合支援事業費(精神科救急・依存症医療等連携事業に限る。)*													
小計													
合計													

\*「(交付の条件)4(1)イからエ」に基づき、厚生労働大臣の承認を要しない経費の配分の変更を行った場合には、受入額欄に配分変更後の額を記載し、備考欄に「〇〇事業費××, ×××円」、「〇〇事業費から×, ×××円」のように経費の配分変更状況を記載すること。

\*精神科救急・依存症医療等連携事業については、備考欄に連携加算率を記載する。

種目	対象経費支出額		
	員数	単価	金額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車 船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃金（移送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合計			

(注) 3①及び4の支出費目については請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

麻薬中毒者護送費所要額内訳

種目	対象経費支出額		
	員数	単価	金額
1 職員旅費		円	円
2 燃料費			
①ガソリン			
②軽油			
③天然ガス			
④電気			
⑤重油			
3 賃借料及び使用料			
①賃借料			
A 車両	台		
B 船舶	隻		
②使用料			
A 有料道路通行料	回		
B 移送に用いる車 船料及び航空運賃	回		
4 委託料			
①賃金（護送車船の運転者）			
②燃料費			
③賃借料及び使用料			
合計			

(注) 3①及び4の支出費目については請求書、契約書並びに別に定める各支出費目毎の積算資料を添付すること。

精神保健福祉センター特定相談等事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
(特定相談事業) 報 酬 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 備品購入費  (社会復帰促進事業) 報 酬 賃 金 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 備品購入費		円	円
合 計			

(注) 各事業の各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（連絡調整委員会運営事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
連絡調整委員会運営事業費  賃報旅需 賃金 費費 用費 消費 会耗 印議 務刷 通費 使用料及び賃借料		円	円		円	円
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（精神医療相談等事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
精神医療相談等事業費		円	円		円	円
1. 精神医療相談事業費 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料				日	休日	
				日	夜間	
2. 精神科救急情報センター事業費 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 需用費（消耗品費） 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料				日	平日	
				日	休日	
				日	夜間	
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（移送事業費（移送関係者協力費））所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
移送事業費（移送関係者協力費） 報酬等 社会保険料等 報償費 賃金 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 関係者手当 危険手当 委託料		円	円	日	円	円
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。



精神科救急医療体制整備事業費（精神科救急医療等確保事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
		円	円		円	円
精神科救急医療等確保事業費						
1. 病院群輪番型						
圏域数 圏域					休日	
施設数 域設				日		
報酬					夜間	
社会保険料等				日		
報償費					オンコ	
賃金					ール	
体制確保経費				日		
委託料						
※ 外来対応加算分					※	
				日	休日	
				日	夜間	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※	
				日	休日	
				日	夜間	
2. 常時対応型						
圏域数 圏域					休日	
施設数 施設				日		
報酬					夜間	
社会保険料等				日		
報償費					オンコ	
賃金					ール	
体制確保経費				日		
委託料						
※ 外来対応加算分					※	
				日	休日	
				日	夜間	
※ 相談窓口・精神科救急 情報センター設置加算分					※	
				日	平日	
				日	休日	
				日	夜間	
※ その他						
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（外来対応事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
外来対応事業 圏域数 施設数 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 委託料 圏域設 置費		円	円	日	円	円
					休日	
					夜間	
合計						

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

精神科救急医療体制整備事業費（身体合併症対応事業費）所要額内訳

種目	対象経費支出額			基準額		
	員数	単価	金額	員数	単価	金額
身体合併症救急対応事業 （身体合併症対応施設又は 地域搬送受入対応施設） 施設数 施設 報酬 社会保険料等 報償費 賃金 体制確保経費 委託料		円	円	日  日	休日  夜間	円
合計						

（注）各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

摂食障害治療支援センター設置運営事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
摂食障害治療支援センター設置 運営事業費		円	円
1. 摂食障害対策推進協議会 報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
2. 摂食障害治療支援センタ ー設置運営事業 報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
3. 摂食障害治療支援コーデ ィネーター 報 償 費 賃 金 社 会 保 険 料 等 旅 費 需 用 費 消 耗 品 費 会 議 費 印 刷 製 本 費 役 務 費 使用料及び賃借料 委 託 料			
合 計			

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

てんかん地域診療連携体制整備事業費所要額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
てんかん地域診療連携体制整備事業費		円	円
1. てんかん治療医療連携協議会			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
2. てんかん地域診療連携体制整備事業			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
3. てんかん治療医療連携研修			
報 償 費			
賃 金			
社 会 保 険 料 等			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
合 計			

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。

依存症対策総合支援事業費支出済額内訳

種 目	対 象 経 費 支 出 額		
	員 数	単 価	金 額
依存症対策総合支援事業費		円	円
(1) 依存症地域支援体制推進事業			
報 償 費			
報 酬			
賃 金			
社 会 保 険 料			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
(2) 連携会議運営事業			
報 償 費			
報 酬			
賃 金			
社 会 保 険 料			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
(3) 依存症専門相談支援事業			
報 償 費			
報 酬			
賃 金			
社 会 保 険 料			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			

(4) 依存症支援者研修事業

報 償 費  
報 酬  
賃 金  
社 会 保 險 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使用料及び賃借料  
委 託 料

(5) 普及啓発・情報提供事業

報 償 費  
報 酬  
賃 金  
社 会 保 險 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使用料及び賃借料  
委 託 料

(6) 依存症の治療・回復支援事業

報 償 費  
報 酬  
賃 金  
社 会 保 險 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使用料及び賃借料  
委 託 料

(7) 依存症患者の家族支援事業

報 償 費  
報 酬  
賃 金  
社 会 保 險 料 等  
旅 費  
需 用 費  
消 耗 品 費  
会 議 費  
印 刷 製 本 費  
役 務 費  
使用料及び賃借料  
委 託 料

<p>(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業</p> <p>報酬金等          報 償 費          報 會 保 料 等          賃 社 險 料 費          社 旅 用 品 費          需 消 耗 議 費          會 印 刷 製 本 費          役 委 務 託 費 料</p>			
<p>合 計</p>			

(注) 各支出項目ごとの積算資料を添付すること。



別紙（2）

事業実績

1 精神障害者措置入院患者数、医療費及び移送費執行額

措置入院患者数（3月～2月）					医療費（3月～2月）			
前年度末（前年度2月末）	本年度新規措置	本年度措置解除	本年度末（本年度2月末）	本年度月平均	支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
人	人	人	人	人	件	日	円	円
患者移送費（4月～3月）				合計額				
移送人員	1件当たり単価	金額						
人	円	円	円					

（注）医療費については診療月ベース、移送費については移送事例発生月ベースで記載すること。

2 費用徴収額調

区分	費用徴収件数	金額	備考
0円	件	円	
20,000円	件	円	
計	件	円	

（注）

1 区分欄については、平成7年6月16日厚生省発健医第189号本職通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準」の別紙の表中「費用徴収額又は自己負担額」欄により記入すること。

2 費用徴収件数は、調定件数による延人員とし、端数月の場合も1件（人）として計算すること。

3 該当がない場合には、「0」を記載すること。

3 精神障害者医療保護入院等（特別措置分）患者数及び医療保護入院費執行額

医療保護入院等（特別措置分）患者数（3月～2月）									
前年度末					本年度新規				
被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者	被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者
本人	家族				本人	家族			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本年度退院					本年度末				
被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者	被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者
本人	家族				本人	家族			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
本年度平均									
被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者	被用者保険		国保	保険未加入者	後期高齢者
本人	家族				本人	家族			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

  

医療保護入院費執行額			
支払件数	延日数	1件当たり単価	金額
件	日	円	円

#### 4 精神保健福祉センター事業実績

	技術援助・ 技術指導回数	研修（講習会を含 む）実回数	広報普及のうち講習会・座談会		精神保健相談	
			回数	参加人員	実件数	延件数
1 特定相談事業	回	回	回	人	件	件
アルコール関連問題	回	回	回	人	件	件
思春期精神保健	回	回	回	人	件	件
2 社会復帰促進事業	回	回	回	人	件	件
3 その他	回	回	回	人	件	件
計	回	回	回	人	件	件

5 麻薬中毒者措置入院費等執行額

医療費（3月～2月）					患者護送費（4月～3月）	
入院延日数	1日単価	金額	費用徴収額	差引額	護送人員	金額
日	円	円	円	円	人	円

(注) 医療費については診療月ベース、護送費については護送事例発生月ベースで記載すること。


6 精神科救急医療体制整備事業実績

(1) 連絡調整委員会運営事業

連絡調整会議 開催回数	回/年
----------------	-----

構成機関	
------	--

(2) 精神医療相談等事業

ア 精神医療相談事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	相談員の数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人
精神医療相談窓口の 周知方法				

イ 精神科救急情報センター事業

	相談機関（窓口）	対応時間帯	実施日数	対応職員数
平日			日	人
休日			日	人
夜間			日	人

(3) 移送事業

	関係者協力日数		移送出勤回数	
			移送実施回数	不搬送回数
平日	日	回	回	回
休日	日	回	回	回
夜間	日	回	回	回

(4) 精神科救急医療等確保事業

精神科救急医療圏域数	圏域
------------	----

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日		日
		夜間	日	日	日	日		日

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日		日
		夜間	日	日	日	日		日

圏域	区分	( )	( )	( )	( )	( )	備考	
	医療施設名							
	救急医療確保体制	休日	日	日	日	日		日
		夜間	日	日	日	日		日

※区分欄には「病院群輪番型」、「常時対応型」、「病院群輪番型（オンコール）」、「常時対応型（オンコール）」、「外来対応」、「身体合併」、「地域受入」のいずれかを記入すること。（外来対応加算、相談窓口等設置加算がある場合は、区分の上段（ ）にその旨を記載。相談窓口等設置加算の場合は、「相談窓口」、「救急情報センター」、「窓口・センター」のいずれかの種類を記載。）

※「病院群輪番型」又は「常時対応型」であって、「身体合併」又は「地域受入」の医療施設がある場合は、それぞれの区分毎の体制を記載すること。

※「常時対応型」であって、「平日」の対応がある場合は、体制を記載すること。

7 摂食障害治療支援センター設置運営事業実績

(1) 摂食障害対策推進協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容 (議題等)	

(2) 摂食障害治療支援センター設置運営事業

ア 摂食障害治療支援センターの名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ 摂食障害治療支援コーディネーター

人数	職種

8 てんかん地域診療連携体制整備事業実績

(1) てんかん治療医療連携協議会

開催場所 (医療機関名等)	
開催回数 (開催時期)	
構成員数 (職種・所属別)	
会議内容(議題等)	

(2) てんかん地域診療連携体制整備事業

ア てんかん診療拠点機関の名称及び所在地

--

イ 事業実績

事業名	実施期間もしくは回数	実施場所
事業内容		

ウ てんかん診療支援コーディネーター

人数	職種

(3) てんかん治療医療連携研修

実施期間		実施場所	
対象者		参加人数	
概要			



9 依存症対策総合支援事業実績

(1) 依存症地域支援体制推進事業

①医療提供体制

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

②相談支援体制

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

③地域支援計画

参加者の構成 (具体的に)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

(2) 連携会議運営事業

参加者の構成 (参加機関を列挙)	
回数	議題等
第 回	
第 回	

(3) 依存症専門相談支援事業

実施体制及び 実施方法 (具体的に)	
--------------------------	--

(4) 依存症支援者研修事業

① 依存症相談対応研修

研修プログラム (具体的に)			
回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※		
第 回			
受講者数	合計		主な職種別の内訳
第 回			
受講者数	合計		主な職種別の内訳

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

② 依存症医療研修

研修プログラム (具体的に)						
回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※					
第 回						
受講者数	精神科医療機関			精神科医療機関以外の医療機関		
	合計	医師	その他の主な職種別の内訳	合計	医師	その他の主な職種別の内訳
第 回						
受講者数	精神科医療機関			精神科医療機関以外の医療機関		
	合計	医師	その他の主な職種別の内訳	合計	医師	その他の主な職種別の内訳

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

③地域生活支援研修

研修プログラム (具体的に)				
回数	開催案内の方法・対象者数・講義テーマ・講師等※			
第 回				
受講者数	合計		主な職種別の内訳	
第 回				
受講者数	合計		主な職種別の内訳	

※研修の実施内容・対象者等を具体的に記載すること

(5) 普及啓発・情報提供事業

実施体制及び 実施方法 (具体的に)	
--------------------------	--

(6) 依存症の治療・回復支援事業

実施機関		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(7) 依存症患者の家族支援事業

実施機関		実施場所	
回数		参加人数	
概要			

(8) 受診後の患者支援に係るモデル事業

実施機関		期間	
概要			

(9) 精神科救急・依存症医療等連携事業

連携の内容 (具体的に)	
-----------------	--

	アルコール	薬物	ギャンブル	計	全て選定 (設置)	連携加算率
専門医療機関				0.0%	0.0%	0.0%
治療拠点機関				0.0%		
相談拠点				0.0%		

※各依存症の依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点を年度内に選定・設置した場合（交付申請年度の前年度以前に設置した場合も含む。）は上段に「○」を記載する。下段には選定・設置した機関名を記載すること。


